

被害の実態に即した適切な住家被害認定の運用確保 方策に関する検討会の設置について

内閣府（防災担当）

1. 趣旨

災害に係る住家の被害認定については、内閣府において認定基準を定め、更にこれを踏まえて住家の被害認定に係る標準的な調査・判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を作成し、地方公共団体に周知を図ってきたところである。

こうした中で、平成 19 年の被災者生活再建支援法の改正の際に、「支援金支給等の前提となる住宅の被害認定については、浸水被害及び地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用がなされるよう検討を加えること」との附帯決議がなされている。

そこで、学識経験者や自治体関係者などをメンバーとする検討会を開催し、住家の被害認定に係る調査・判定方法に関し、その見直しも視野に入れて検討を行うこととする。

2. 検討項目

- (1) 住家の損害割合の算定方法に関する検討
- (2) 住家の被害認定の調査方法に関する検討